

公布された条例のあらまし

◇静岡県手数料徴収条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例

1 改正の理由及び内容

受益者負担の適正化を図るため、医薬品の製造所における製造管理又は品質管理の方法の基準への適合性調査の申請等に係る手数料の改定を行いました。（静岡県手数料徴収条例別表関係）

2 施行期日

この条例は、公布の日から施行することとしました。